受水槽 設置場所:

簡易専用水道提出書類検査について

平素は、当事業団にご高配を賜り、誠に有難うございます。

先日、ご依頼頂きました提出書類検査に係わる書類一式を送付させて頂きます。

**** 年 ** 月 ** 日 迄に、郵送 • FAX • MAIL等、でご提出願います。

なお、前回の検査実施日は **** 年 ** 月 ** 日 です。

また、ご提出の際には、水質検査結果書控え(直近2回分)の添付をお願い致します。

- 一 検査書類ご提出方法 一
- ・郵送 (宛名シール付)
- FAX → 059-245-7516
- E-mail: kansen@mec.or.jp

【お問合せ先・提出先】

一般財団法人三重県環境保全事業団科学分析部 第二分析課 簡易専用水道チーム〒510-0304 津市河芸町上野3258番地TEL 059-245-7508 FAX 059-245-7516

E-mail: kansen@mec.or.jp

簡易専用水道提出書類検査依頼書

〇水道法34条2 第2項 書類を提出します。	真に基つく検査を受ける?	為、簡素	易専用水道 <i>0</i> .)管埋状	況を示す						
一般財団法人 三重県環境保全事業団 行											
	簡易専用水道設置者	住所氏名	年	月		(I) * (1)					
※① 設置者 砂について:設置者からの検査の	同意があれば⑪を省略していただいて構い	ません。									
建築物の名称											
建築物の所在場所											
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 技 術 者 氏 名			免状番号	第		号					
建築物の用途											
受水槽の総容量	m³	高置	水槽の総容量			m³					
書類製作者氏名		Т	EL	•							
提出書類チェック欄											
◇検査結果の取り扱いについて※② 管轄行政機関から検査機関に情報提供(代行報告)の要請があった場合、依頼内容※③及び検査結果を提供することがあります。情報提供の可否について、下記にチェックを入れて下さい。 ◎情報提供することに □ 同意する □ 同意しない											
※②取り扱いについて:情報提供を依頼された		ま里を提供・									

※③提供内容について:提供箇所は以下の4点であり、個人名や連絡先等は含まれません。

①建築物の名称と所在場所 ②水槽の情報(給水方式・有効容量) ③検査実施日及び判定(不適合箇所があった場合所見も含む)

④清掃実施社名及び実施日

簡易専用水道の管理状況 (受水槽)

1.設備の概要

区分	設置場所	位置	材質	容量	
受水槽	屋内・屋外・その他 ()	地上・地下・その他 () (有効容量 m ³	
防錆剤使用有無	有•無	滅菌装置使用有無有	• 無		

2.管理状況

	番号	検査事項	判定基準等	判定※③	管理状況(特記事項)
	•	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保 されていること。	適•否	
	1		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	適・否	
			水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	適•否	
			点検、清掃、修理等に支障のない形状である こと。	適•否	
	0	立しませんの小笠	亀裂し、又は漏水箇所がないこと。	適•否	
	2	受水槽本体の状態	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	適•否	
			水位電極部、揚水管等の接合部が、固定され、防水密封されていること。	適•否	
			水槽上部は水たまりができない状態であり、 ほこりその他衛生上有害なものが堆積してい ないこと。	適・否	
	3	受水槽上部の状態	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	適・否	
			水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれ のある設備、機器等が置かれていないこと。	適•否	
施設		受水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	適・否	
の			掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	適・否	
外観	4		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態 になっていないこと。	適・否	
検査			当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	適•否	
石石			流入口と流出口が近接していないこと。	適•否	
受水槽			水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	適•否	
	5	マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	適・否	
			マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	適•否	
			管端部からほこりその他衛生上有害なものが 入らない状態にあること。	適•否	
	6	オーバーフロー管 の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適•否	
			管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適•否	
			管端部のからほこりその他衛生上有害なもの が入らない状態にあること。	適•否	
	7	通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	
			通気管といて十分な有効断面を有するもので あること。	適•否	
	8	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適∙否	

※③判定欄について:否の場合は管理状況欄にその内容を具体的に記入すること。

簡易専用水道の管理状況

1.設備の概要

(高置水槽)

* *********	1770											
区分	高置水槽①			高置水槽②			高置水槽③			高置水槽④		
設置場所	屋内•屋外	外・その他 ()	屋内•屋外	・その他 ()	屋内・屋外・その他(屋内•屋5)	
設置場所名称												
材質		有効容量	m³		有効容量	m³		有効容量	m³		有効容量	m³

2 管理状況

2.	管理状	沅						
	番号	検査事項	判定基準等※④	判定①	判定②	判定③	判定④	管理状況(特記事項)
	1	京架心搏	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保 されていること。	適•否	適•否	適•否	適•否	
	1	高置水槽 周囲の状態	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていない こと。	適•否	適•否	適•否	適•否	
			水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	適•否	適•否	適∙否	適•否	
			点検、清掃、修理等に支障のない形状である こと。	適∙否	適•否	適•否	適•否	
		高置水槽	亀裂し、又は漏水箇所がないこと。	適•否	適•否	適•否	適•否	
	2	本体の状態	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	適•否	適•否	適•否	適•否	
			水位電極部、揚水管等の接合部が、固定され、防水密封されていること。	適•否	適•否	適•否	適•否	
		<u>⇒</u> ₩	水槽上部は水たまりができない状態であり、 ほこりその他衛生上有害なものが堆積してい ないこと。	適∙否	適•否	適∙否	適•否	
	3	高置水槽 上部の状態	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	適∙否	適・否	適•否	適•否	
			水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれ のある設備、機器等が置かれていないこと。	適∙否	適・否	適•否	適・否	
施設	4	高置水槽 内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	適∙否	適•否	適•否	適•否	
の外			掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	適・否	適•否	適•否	適•否	
親検査			外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態 になっていないこと。	適∙否	適・否	適•否	適・否	
查			当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	適∙否	適・否	適•否	適・否	
高置			流入口と流出口が近接していないこと。	適•否	適•否	適・否	適•否	
水			水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	適・否	適•否	適•否	適•否	
槽)	5	高置水槽マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	適∙否	適・否	適∙否	適・否	
			マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	適∙否	適・否	適•否	適・否	
			管端部からほこりその他衛生上有害なものが 入らない状態にあること。	適∙否	適・否	適•否	適・否	
	6	高置水槽 オーバーフロー管 の 状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適∙否	適・否	適∙否	適∙否	
		05 D.O.B.	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適∙否	適•否	適∙否	適∙否	
			管端部のからほこりその他衛生上有害なもの が入らない状態にあること。	適•否	適・否	適•否	適・否	
	7	高置水槽 通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	適•否	適•否	適・否	
			通気管といて十分な有効断面を有するもので あること。	適∙否	適•否	適•否	適•否	
	80	高置水槽 水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適•否	適•否	適・否	適•否	
	_		-					

※4高置水槽は複数ある場合それぞれについて記入すること。

	番号	検査事項	判定基準等	判定①	判定②	判定③	判定④	管理状況(特記事項)
その	17	給水管等の 状態	当該施設以外の配管設備と直接連結 されていないこと。	適∙否	適∙否	適•否	適∙否	
他	1 7		水を汚染するおそれのある設備の中 を貫通していないこと。	適∙否	適•否	適•否	適∙否	
	18	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認 められないこと。	適∙否	適•否	適•否	適∙否	
	19	味	給水栓における水に異常な味が認め られないこと。	適∙否	適•否	適•否	適∙否	
水質	20	色	給水栓における水に異常な色が認め られないこと。	適∙否	適•否	適•否	適∙否	
検査	21	色度	五度以下であること。	適•否	適•否	適•否	適•否	
宣 ※	∠ I	出反	五反以下であること。	度	度	度	度	
5	22	濁度	一度以下でなること	適•否	適•否	適•否	適•否	
	22	/ 国/ 文	勤度 □ □度以下であること。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		度	度	度	
	23	残留塩素	検出されること。	適∙否	適•否	適•否	適•否	
	23		※不検出の場合には、その原因の究明に務めること。	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	

					-							
	番号		判定基準等			判	定		管理	里状況(持記事項)	
			設備の配置及び系統を明め、 の周囲の構造物の配置を 水槽の掃除の記録その代 及び保存がなされている	を明らかにした平面 也の帳簿書類の適切	回及び	適•	否					
				清掃年月日				年		月	В	
			一年以内に実施した 清掃記録	清掃業者名								
±			水質検査の記録※⑥	検査機関			測定年月日				検査項目	
書類検査	24	書類の整備						年	月	В		
検本	Z 4	保存の状況 						年	月	В		
ш								年	月	В		
								年	月	В		
			給水設備点	i検の記録 <mark>※</mark> ⑦		有•	無	測定頻度	羑(0/	年•月•週•日)
			飲料水外観	検査の記録※⑦		有•	無	測定頻度	隻(0/	年•月•週•日)
								最大			mg/L	
			T+ CT1/= + 10			<u> </u>	/	最低			mg/L	
				定の記録※⑦		有•	無	平均			mg/L	
								測定頻度	₹(0/	年・月・週・日)

	検査年月日	年	月	В	
前回の34条検査	指導内容と行った	 			
	改善対策の概要				
その他の特記事項 (受水槽等給水に関する設備の点 検及び補修並びに上記項目以外で					
検及び補修並びに上記項目以外で 衛生上の問題点等)					

ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに掲載されている給水の管理の状況について記入すること。 記入に当たっては、当該建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。 ○備考

※⑤水質検査欄は実施して記入すること。(色度・濁度等実施が困難な項目は直近の水質検査結果を参考に記入して下さい)

※⑥分析結果が確認ができるよう、直近2回分の水質検査結果書の控えを添付して下さい。

※⑦記録が整理保存されており、かつ必要事項が記入されていること。